

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
 国民健康保険税／第4期
 後期高齢者医療保険料／第4期
 保育料／10月分
 納期限／10月31日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用
 ください。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。

年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

●問合せ先 総務部税務課

昨年度、年金から特別徴収されている人

| 徴収方法 | 年金から特別徴収(天引き) | | | | | |
|------|------------------------------------|----|----|--------------------------------------|-----|----|
| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 算出方法 | それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額 | | | それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額 | | |

本年度から特別徴収が開始された人

| 徴収方法 | 普通徴収(自分で納付) | | 年金から特別徴収(天引き) | | |
|------|-------------|----|---------------|-----|----|
| | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 算出方法 | それぞれ年税額×1/4 | | それぞれ年税額×1/6 | | |

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

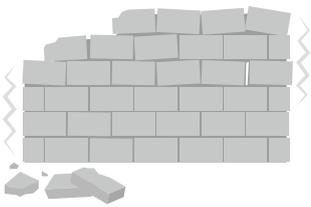
●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要があります。

申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先 開発部建設課



警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況 (令和5年8月)

| 区分 | 空き巣 | 忍込み | 居空き | 事務所荒らし | 出店荒らし |
|------|-------|--------|------|----------|-------|
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1~8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区分 | 特殊詐欺 | 自動車盗 | 自転車盗 | ひったくり | 車上ねらい |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1~8月 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 区分 | 部品ねらい | 自販機ねらい | 強盗 | その他(侵入盗) | |
| 8月 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 1~8月 | 3 | 0 | 0 | 0 | |